

## 会 議 録

会議の名称	令和6年度伊丹市福祉対策審議会全体会（第1回）
開催日時	令和6年11月29日（金）午後2時00分～午後3時30分
開催場所	伊丹市役所 5階 501会議室
司 会	古家地域・高年福祉課職員
出席者	松原一郎会長、藤井博志副会長、明石隆行委員、行澤睦雄委員、白井りか委員、加藤作子委員、下村直美委員、川島知子委員、鍵田雅紀委員、清水智枝委員、小林育子委員、増田平委員、松村恭子委員、藤原桜子委員、林眞帆委員、中恵美子委員、畑三紀委員（以上 17名）（順不同）
欠席者	吉村史郎副会長、松端克文委員、笹尾博之委員
事務局	<健康福祉部>松尾健康福祉部長、川井健康福祉部参事、濱田地域福祉室長、友澤共生福祉社会推進担当副参事、丸山共生福祉社会推進担当主幹、内田地域・高年福祉課長、千葉介護保険課長、森川障害福祉課長 他
会議の成立	委員総数20名のうち17名出席 <過半数出席のため成立する>
確認委員	川島委員、畑委員
傍聴者	0名
議事次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会</li> <li>2. 会長・副会長の選任</li> <li>3. 議事 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 伊丹市地域福祉計画（第3次）の改定にかかる中間報告について</li> <li>(2) その他</li> </ol> </li> <li>4. 閉会</li> </ol>
備 考	

## 要 旨

### 1. 開会

### 2. 会長・副会長の選任

### 3. 議事

#### (1) 伊丹市地域福祉計画（第3次）の改定にかかる中間報告について

（事務局より概要説明）

会 長：地域福祉計画の策定にあたって、3回にわたって地域福祉部会で審議いただきました。部会長であるB副会長にコメントをいただきたいと思います。

B副会長：今回の見直しに関して、4点のポイントを申し上げます。計画書4ページの計画の体系図をご覧いただきたいのですが、地域福祉計画については、国では上位計画とされていますが、実態的には分野別計画の共通基盤となる基盤計画であり、そのことを本市においても非常に意識しています。図にありますように、基盤である地域福祉計画の中に、重層的支援体制整備事業実施計画と成年後見制度利用促進基本計画という2つの骨がしっかり入り、実体化されました。

2点目に、成年後見制度利用促進基本計画については、事実上権利擁護支援のための計画ですが、一般的に他市の地域福祉計画においては、権利擁護と総合相談体制が並行してあって、どうリンクしているかが明確になっていないところ、この計画では重層的支援体制における総合相談と成年後見制度利用促進における権利擁護のリンクをかなり意識して計画がつけられており、この点も前進といったところです。

3点目には、PDCAサイクルによる計画の進行管理について、重層的支援体制整備事業の重層会議における日常的な新しい課題の発見・プロジェクト化・提言、また成年後見制度利用促進の中におけるケース対応からの新しい発見・提言を通して、通常のPDCAサイクルだけではなく、随時計画を刷新していくいわゆるリアルタイムフィードバックを行っていきます。この2つの計画がしっかりと地域福祉計画の中に位置づくことによって、常に新しいニーズに対して柔軟に早く対応する計画の進行管理がつけられており、取り組みが非常に期待されるところです。

4点目、この地域福祉計画の基本目標1が大きく地域づくりとなっていますが、重層的支援体制整備事業実施計画に入っている地域づくりよりも広義の地域づくりを指します。残念ながら今回、この重層の計画と成年後見の計画の2つを立てることに、かなり精力を使いましたため、この地域福祉計画後半に至る目標1の大きな地域づくりの方向を見直すための審議には至りませんでした。しかしこれに関しては地域福祉計画と連動している、現在策定中の伊丹市社会福祉協議会の第8次地域福祉推進計画の策定で非常に意識しており、その地域づくりにおける取り組みと併せて、後期の地域福祉計画ととらえていただければと思います。

会 長：他にも地域福祉部会に参画いただいた委員で、追加すべき事項をコメントいただける方はいらっしゃいますか。

P委員 : 伊丹市成年後見制度利用促進委員会では、当初より成年後見制度そのものの課題が挙げられており、特に代行決定ということが本人の権利侵害になるというような指摘がなされてきました。そこで本人の意思を尊重するという意味での意思決定支援のあり方についての議論を重ねてきました。今回この計画の中に成年後見制度利用促進基本計画という名前で盛り込まれていますが、制度そのものが代行決定でしかないという制度自身の問題が、7、8年ほど前から指摘をされており、国連からも勧告を受けています。制度そのものがなくなるわけではないでしょうが、意思決定にかかる制度改正が必ず入ってくるだろうと言われていています。その意味で、地域福祉の中の成年後見制度というものがそもそも権利擁護のひとつであるということを広く認識していただける機会になり、この計画の中に盛り込んでいただいたことは非常に良かったと考えています。ただ、支援する側の問題として、権利侵害への気づきや、またそれを調整・解決していくためのスキルなどの課題が今後現れてくると予想され、権利擁護支援体制を強化するための人材の養成に大きく期待をしているところです。

Q委員 : ご指摘のあったように、地域づくりに関して議論する時間が足りなかったように思います。社会福祉協議会の方とお話する機会がありましたが、やはり地域づくりは社会福祉協議会との兼ね合いが密になってきます。市と重なっている部分もたくさんあると思われ、重層的な支援体制を構築するためには、どちらがどの領域を担っていかれるのか、連携を強化していただければと思います。リアルタイムフィードバックというお話が出ましたが、この地域づくりに関してはまさに待ったなしのような状況がたくさんあると思いますので、地域福祉推進計画の方も確認させていただきたいと思います。

会 長 : 連携というお話が出ましたが、庁内のまちづくりや市民活動推進の部署では、計画や指針などつくっておられるのですか。

事務局 : 当該部署には庁内での連携会議への参加はいただいておりますが、より具体的なまちづくりと地域づくりについての議論はこれからといった状況です。

D委員 : 計画書を読んで気になったところを申し上げます。6ページの「②成年後見制度利用促進基本計画」の3行目、「虐待や財産上不当取引といった権利侵害からの回復支援を通じて」とありますが、P委員がおっしゃったように「気づき」「防止」の文言を追加するべきだと思います。24ページの「1）計画策定の背景と趣旨」の1行目の記載は、現行計画の42ページと記載を統一する必要があると思います。同じく4行目に権利擁護についての定義があり、意味がわかりにくいため、26ページにある記載に統一するなどされた方がよいでしょう。第2段落2行目「家庭裁判所に申請を行い」とありますが、成年後見の「申立て」は権利の請求ではないため、「申請」とあるのを「申立て」とすべきです。第3段落1行目「本人の保護」とありますが、それではノーマライゼーションや自己決定権の尊重と相反する考え方も入ってくるた

め、利用促進法の第3条の理念にもあるように、「身上の保護」と改めるべきです。また、「理念を尊重し」ではなく、「理念を踏まえて」ということだと思います。

26ページ「2）権利擁護支援における5つの視点」について、出典がわからないため教えていただきたいと思います。5つの視点のうち「③多機関連携の視点」で、「機関」と「職種」の使い方が混在しているので統一された方がよいと思います。最後の行「協働によるチーム支援の中で」とあるが、国の第1期計画の中では「チーム」、第2期計画では「権利擁護支援チーム」となっていて、32ページの図、左下の吹き出しに「権利擁護支援チーム体制（案）の作成」とあるように「権利擁護支援チーム」が第2期では正しい表現です。また、「作成」ではなく「形成」と国では使っています。また、その図の⑧では「チームの自立支援」という言葉がよいと思います。また、図を大きくしていただくと見やすいです。

28ページ「【意思決定支援とは】」で、下から4行目の文は意味がわかりにくいので丁寧な説明がいます。29ページ「1）権利擁護体制の強化と関係機関の連携」の2段落目に「相談機能」「後見人支援機能」「受任者調整（マッチング）機能」「広報啓発機能」とあります。地域福祉計画本体では、国に合わせて支援の流れに沿って書いてあるので、同様にされてはどうでしょうか。30ページの「主な取り組み」の「地域連携ネットワークの構築」「チーム支援と多機関協働の推進」について、具体的にどういうことかがわかりません。またこの表の下段の余白に、伊丹市の地域連携ネットワークがどういうイメージなのかという図が来るはずですので、挿入していただければと思います。

32ページの図について、図は非常によく出来ていますが「②相談（来所・電話・訪問等）」は、中核機関に来られるのか、あるいは地域の基幹相談支援センターや地域包括支援センターに来て、関係者が集まって「③ケース検討会」が開かれてチームが形成されるのか、そういうことがわからないので、「地域の支援機関」と書かれていたらわかりやすいのではないのでしょうか。また下段に「利用者の意思決定支援と利用者のメリット・デメリット」とありますが、「デメリット」とは何でしょうか。

33ページ「3）権利擁護支援の担い手の育成と活動支援」の第2段落に「また、市民後見人をはじめ親族後見人、専門職後見人などからの相談に応じ」とありますが、専門職後見人は弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士といった国家資格をもった専門職の後見人です。そういう方から中核機関は相談を受けるのですか。逆にこちらが相談する側ではないのでしょうか。「◆主な取り組み◆」の「親族後見人等の活動支援」の中にも「親族後見人や専門職後見人等の相談に応じ」とあり、検討していただきたいと思います。

34ページ「《なないろカード》」について、『終活』とは、長い人生の最期を迎えるにあたって」とあるが、「長い」は不要ではないでしょうか。

事務局：ありがとうございます。多くご指摘をいただきましたので、ご指摘の通り対応させていただくものもあるのですが、内容を検討すべき点もありますので、事務局で整理して対応を検討させていただきます。

R委員 : 専門職後見人が中核機関に相談に行くのかというご指摘ですが、おそらく弁護士の方であればないかもしれません。私は社会福祉士として後見をさせていただいており、幸い司法書士の方に相談させていただくことができています。そういう方のおられない社会福祉士であれば、気軽に相談できる場所として中核機関に相談させていただくこともあるのかなと感じます。

会長 : これは弁護士や司法書士は悪いことをしないという前提で考えてらっしゃるのですが、実際は成年後見において横領がけっこうあります。この辺りのフェールセーフは家裁の領域になるのでしょうか。

事務局 : おっしゃる通り家裁の領域ですので、市として何か対策をとるのは難しいところです。

D委員 : 正確なデータはありませんが、金額としては専門職後見人の方が大きいですが、不正の多くは親族後見人によるものです。今、信託制度を取り入れて、高額のお金を信託銀行に預けて、日常の生活費のレベルは後見人が持ち、信託銀行から引き出すときは家裁の許可がいるという仕組みをとっていますので、その辺りは防止できていると思います。

G委員 : 私自身、この成年後見制度についてはわからないことばかりですが、今不正についてのお話が出ましたが、誰のための制度なのかというと当事者のためのものですから、ここにいらっしゃる委員の方々にも、実際当事者で成年後見を受けた方の声を知っていただければ、また違う中身ができるのではないかと思います。そのための福祉対策審議会であって、他の場面でも当事者の声が入っているのかと思うことがありますので、高齢、障害など様々な分野で良い事例、悪い事例について知りたいと思います。成年後見で私が身近に関わった事例では、成年後見を利用しておられるが、あまりちゃんとしてもらえていないので、高齢の父親が実際動いておられます。ただ、相談するにしても、どうしたらよいかわからないということでしたので、わかりやすい相談場所などがあればと思います。

P委員 : D委員のご指摘の件について、利用者の「メリット」「デメリット」の表現は曖昧で、初めて見た方はどういう意味かわかりにくかったと思います。「メリット」「デメリット」の中身について、意思決定支援は本人の権利を守る上で最も重要ではありますが、本人が間違いをおかすという部分に対して、支援者側がどういうふうに支援をしていくのか、それが意思決定なのか、ということの意味合いも含めて、本人にとって何が最善の利益で、何が不利益になるのかを十分考慮した上での意思決定支援を支えうる権利擁護支援チームをつくっていかうという意味がありました。言葉にすると長い文章になるので、こういった表現になってしまったのですが、事務局と表現を検討したいと思います。

E委員 : 私も地域福祉部会におりまして、計画の全体を見ますと、今回2つの計画の目標達成のための取り組みという内容で、事業展開やプロジェクトをみると非常に大きなボリュームになっているのではと思います。一部はこれまでも取り組み、現在進行中の事業もあると思いますが、新たな事業も多く出ており、この計画が達成できるのか心配しているところです。ただ、5章には推進体制や進行管理が明記されており、伊丹市社会福祉協議会としまして、市の福祉部局とともに中心的な存在となって計画達成のために取り組まなくてはならないと考えていますが、マンパワーと予算の確保が大きい問題であると考えています。体制と予算の確保については、こういった見通しになっておりますでしょうか。

会 長 : 大変重要なことで、事業だけ増えても人手の確保、人手に対する財政的な裏打ちがなければ進まないというのは事実です。いかがですか。

事務局 : 重層的支援体制整備事業を始めるときの考え方としまして、市ではくらし・相談サポートセンターという生活困窮の事業で狭間のケースを受け止めており、そこで「狭間」という連携の分野がひとつできまして、今まで連携による支援を行ってきました。ただ、今後も更に連携による取り組みを進めていく必要があります、重層の考え方としましては、予算や人員が増えていくということではなく、各セクションのスキルアップ、それぞれのワーカーの業務課題や支援者への支援について、社会福祉協議会のコーディネーター3名とともに議論を進めているところです。今後も狭間の課題が広がっていくようであれば、そこに人を配置して支援していかねばならないと考えている現状です。

会 長 : 重層の特徴は、行政の縦割りをいかに克服するかということであり、その克服する策として挙げられているのが23ページにあるように各種会議になりますが、会議が多すぎるのではないかという印象です。最初は顔をあわせた方がいいのですが、この件はここに任せておく、よそがそれに助っ人として手伝うなど、だんだんパターンができてくると思いますし、この事業には移行期間がありましたから、伊丹市ではかなり見えてきているのではないのでしょうか。会議が多いと、それが本来の業務であるといえそうなのかもしれませんが、担当者が資料を作成し、日程を調整したりと負担が大きくなるのではないかと懸念します。本来は予算を出し合う、あるいは権限をかなり集中するなど、そういったことでないとなかなか縦割りの克服はできないと思うのですが、会議だけで克服を考えようというなら、担当者なり、委託機関といった中心機関なりに負担がかなり集中していくのではないかという恐れを感じます。

事務局 : 権利擁護については、社会福祉協議会に福祉権利擁護センターの運営と市民後見人の養成講座を市の委託事業として、毎年委託させていただいております。昨今の人件費や物価の高騰を踏まえ、必要な予算をつけているところです。人件費につきましては、市民後見人の活用としての出前講座に対する謝礼などが必要な経費として、今年度以降、この計画に基づいて事業を拡充していくのであれば、予算要求の必要がある

というところです。一方で、福祉権利擁護センターは従前から権利擁護の取り組みを実施していただいております、多くの事業は既に継続してやっております中で、予算もですが、業務の進め方や意識の面なども合わせて拡充しながら施策を推進していければと思っております。

事務局 : 重層の会議体が多いのではというご指摘につきまして、各分野で連携して行くカンファレンスも含めて、なかなか時間がなくて手に負えない部分を、重層がバックアップしながら、社会福祉協議会のコーディネーターの方々と共に取り組んでいるところです。会議自体がバックアップしているという側面もあるのですが、19ページ「(3) プロジェクト」のAで「各種会議の情報共有の仕組みづくりに取り組みます」と記載しておりますのは、連携やネットワークづくりのための会議をもう一度見直した上で整理していくということです。新たにつくるだけではなく、整理にも取り組んでまいります。

会長 : 重層はひとつの行政改革だと位置づけられると思うのですが、業務をいかに効率化・省力化するか、利用者のニーズに応えるだけの人材と時間をそちらに割けるかどうか、その辺りが実際の行政改革のひとつの真髄かと思えます。ぜひ行政改革の一環という意識で、実験的といいますか画期的、先駆的な動きになると思えますので、伊丹市の市政改革という意味でも奮起していただきたいと思えます。

事務局 : 重層的支援体制の基本的な考え方について説明させていただきたいのですが、共生福祉社会推進担当は実務をするのではなく、コーディネートをするを基本として担当部署をつくったところです。例えば障害部局や生活支援部局といった垣根を超えたところで、それぞれの部署に意見が言えるような形で、健康福祉部部長の直轄として設置しました。庁内各部局におきましても、連携会議として、課長級の会議を踏まえた上でそれぞれの部署の担当者を集め、共生福祉社会推進担当にコーディネーターとしての役割や一定の権限を持たせ、実際の支援時にはここに支援をするようにと決定できるような形で実施しています。昨年度からは、政策部局、まちづくり部局の課長級におきましても、共生福祉社会推進担当の兼務を発令しまして、一緒に動いていく体制を取り始めているところです。予算につきましても、国の仕組みですが、障害、介護などの相談の部分、例えば地域包括支援センターの相談部分の予算の補助金みたいなところを、一部もしくは全部強制的に寄せ集めることで、これまでの補助制度でしたら地域包括支援センターが高齢者以外の相談を聞くことが目的外であると、指導されることがありましたが、交付金では一体的に実施できるようになりました。実際にそれが現場で機能して、全ての窓口が全ての相談を聞くというようなところまではなかなか到達しておりませんが、それぞれの担当窓口が質を上げていく方向に向かって動いておりますので、ご理解いただければと思えます。

D委員 : 先ほどR委員から補足いただいた専門職後見人の相談について、R委員であればそのような理解をしていただけるかもしれませんが、弁護士や司法書士がみたらどうい

う風に受け取るかということです。中核機関は、三士会のバックアップでうまく運営できている面がありますので、表現を変えるなりしていただいた方がよいと思います。また、44ページの資料編について、「成年後見制度等利用者の推移」の表で、「成年後見利用者数」の欄に、3類型と任意後見の内訳を書いた方がよいと思います。国のレベルでは、成年後見が成年後見類型に偏って、保佐・補助がなかなか使われないことが今後の法改正につながっているのですが、任意後見についても利用が少ないので、増やしていこうという動きになっていますので、内訳がわかればと思います。

N委員 : 多機関協働について、少し申し上げたいのですが、私は伊丹市の社会福祉法人連絡協議会からここに参画しており、所属は社会福祉事業団です。市内の社会福祉法人それぞれが様々な事業を展開されている中で、地域に事業所を持っておられます。例えば、会議室を開放して子ども食堂に充てられたり、また民生委員と一緒に会議されたりと、少なからず社会福祉法人も地域コミュニティのひとつの歯車として関わっていると思います。平成28年ぐらいでしたか、社会福祉法人は税制面で優遇されていることから、もう少し公益的な事業をやるべしという動きがあり、それでますます進んだと思いますが、私どもの社会福祉事業団も一昨年に新しく「中野ぬくもりの郷」という特別養護老人ホームと養護老人ホームを建設いたしました。その新しい施設の中には地域交流室を設けて、子ども食堂に使用したり、地域の方の会議に開放しております。また来月には県立伊丹西高校の生徒さんと施設の利用者とのイベントを実施します。我々としては高校生に来ていただき、福祉の仕事を理解していただいて、いずれ地域コミュニティの担い手となっていただけることを目指していきたいと考えています。我々だけでなく、市内の社会福祉法人は、本来の事業とは別に買い物支援などで貢献しておられます。このように、多機関協働の中で社会福祉法人もひとつの役割を担っていることを申し上げたいと思います。

会 長 : 「ほっとかへんネット」をはじめとして社会福祉法人の公益性への期待が大変高まっています。

H委員 : やはり市民として当事者として情報が入らないことがたくさんあります。お話にあったような相談や重層、コミュニティということに関して、必要な人のところに届いていないので、ここでのお話もよい方向に向かうように話されているわけですから、市民の方に対する情報提供をしっかりとやっていかないと、誰に向けて何を私たちはやっているのだろうと思います。役所の中での仕事の手順ややり方のことばかり決めているような感じがして、必要な情報が届いているのかと感じます。計画書5ページを見ると、市民の方のアンケート調査が最も回収率が低く、言いたくても言えないということもありますし、ご意見が言えていない人がいたのではないのでしょうか。アンケートでも紙媒体で行うことが多いですが、今の時代ネットアンケートもありますし、誰でも回答ができる、意見が言える、また情報提供の場を充実するなど、少し見方を変えていく必要があるのではないかと思います。

会長：建設的なご意見をたくさんいただきましたので、計画への反映は部会長と事務局に一任していただくということでお願いいたします。また最後にご発言がありましたように、市民への発信あるいは双方向でのコミュニケーションをどういうふうに保つか、それによって計画が本当に意味のあるものになると思いますので、その発信の仕方等もまたご検討願えれば、と思います。

## (2) その他

(事務局より説明)

## 4. 閉会